



白鷗大学大学院法学研究科
法政研究会

研究報告論文 WP05/08（平成 20 年 10 月）

平山 真理

被害者の公訴参加
一わが国の「被害者参加制度」の
位置付けを考える一

白鷗大学 栃木県小山市

<http://web.hakuoh.ac.jp/hogaku/pdf/h20houseikennkyuukai5.pdf>

無断複写・複製・転載を禁じます。

©平山真理

引用する場合は、以下のように記載してください。

平山真理「被害者の公訴参加－わが国の『被害者参加制度』の位置付けを考える－」白鷗大学法政研究会報告 WP05/08（平成 20 年 10 月）、

<http://web.hakuoh.ac.jp/hogaku/pdf/h20houseikennkyuukai5.pdf>

被害者の公訴参加

—わが国の「被害者参加制度」の位置付けを考える—

はじめに一問題の所在

被害者問題は刑事司法制度に様々なインパクトを与えている。2000年以降、被害者の視点が大きな影響を与えた立法は非常に多い。ここでは、この中でもとくに、刑事裁判において被害者の視点がどのように採用され、被害者への配慮が進められてきたかを、「2000年の刑訴法改正の後」というタイムスパンのなかで考察する。その中でもとくに 2005年に成立した「犯罪被害者被害者等基本法」のもと同年閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」の要請により、今年12月より開始される「被害者参加制度」に焦点を当てて議論したい。なお、被害者の視点を重視することによる、近年の刑事司法制度の変革には、この他にも「附帯私訴制度」や、また、少年裁判への被害者の傍聴制度（被害者参加制度と同じく2008年12月より開始）も含まれるが、別の機会に扱うことにしたい。

ところで、タイトルには「被害者の公訴参加」という用語を使用した。公訴参加というとき、被害者が「当事者」の立場から裁判に参加することを指すことが多い。その意味ではわが国において12月より採用される「被害者参加制度」は、裁判における「当事者」としての地位を与えたものではない。

一方、ドイツでは私人訴追制度を採用しており、被害者は公訴に参加することができ、証拠申請権などが認められる¹。また、フランスでは私訴原告人となった場合、被害者は当事者として刑事裁判に関与することが認められ、証拠の提出権などが認められる²、ということを見ると、これらの国では、被害者に参加人という「包括的な訴訟上の地位」を認めたという意味において「公訴参加制度」と表現できよう。

¹ 岡村勲監修『犯罪被害者のための新しい刑事司法』（明石書店 2007）93頁以下

² 同上 103頁以下

一方、わが国は当事者主義構造を維持したままで、当事者以外の被害者を参加させ、しかも英米とは違い刑事手続の「事実認定手続」部分と「量刑手続」部分が必ずしも明確に二分されていない刑事手続の中で、被害者の存在が決して小さくはないインパクトを与えうるという意味において、他の国の「被害者関連制度」と様相を異にする。

ゆえに、わが国の「被害者参加制度」において被害者をいかに位置付けられるのか、そしてその意味において、他の国の「公訴参加制度」とどのような位置関係を有するのか、という問題関心からも、報告タイトルをあえて「被害者の公訴参加」とした。

1. 被害者と刑事司法制度の関係

刑事司法制度における被害者の位置付けは、「忘れられた存在」と表現されることが多い。しかし、とくに1995年の地下鉄サリン事件や97年の「神戸連続児童殺傷事件」、また犯罪ではないが95年の「阪神淡路大震災」の発生などが、被害者や被災者がおかれた窮状（そしてそこへの司法上、制度上の救済の欠如）に国民が気づかされ、被害者支援は90年代後半より進んできたと言える。被害者の視点が重要視されることになったこと自体は歓迎すべきことであるが、同時に（容易に予想されることとして）、犯罪への対応における積極的な公権力の介入において被害者は重要なファクターとなり、被害者の要求に裏打ちされた（あるいはそれによって正当化された）重罰化や（潜在的な）犯罪者を徹底的に追尾する傾向も多く見られるようになり、これらの「重罰化」「厳罰化」が、長期的に考えた場合に被害者のためになるのか、という問題は残っている。

2. 「再発見される被害者」像から「再参加する被害者」像へ

上述のように、とくに司法制度において「忘れられた存在」の被害者だが、90年代後半より警察主導型で「被害者対応」が充実するなかで、「再発見」される過程が進む。アメリカで最初に被害者学の教科書を執

筆したシェーファーは、その『被害者学』³において、刑事司法制度における被害者の扱われ方を分類する際に、「被害者の黄金期」（被害者による血讐や自力救済が奨励されていた時期）、「被害者の衰退期」（民刑の峻別、国家刑罰権の成立）、「被害者の復興期」（1960年代以降）という分け方をしているが、これに沿って考えると、「かつては犯罪処理過程における主役であった存在」からいったんは「忘却された存在」となった被害者が、「再発見」される流れが顕著にみられる（日本においてはとくに1990年代後半以降）こそが「被害者の復興期」であると表現することもできる。しかし、被害者は「再発見」されるという受身的な立場では満足をしなかった。彼らは、血讐やあだ討ちが奨励されていた頃のように、加害者の処理過程において積極的な関与を再びしたいと求めるようになった。

3. 「犯罪被害者保護関連二法」（とくに2000年刑訴法改正）

2000年に「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」、「犯罪被害者の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」が成立し、刑事裁判における被害者への配慮や、被害者に刑事訴訟記録の閲覧・謄写が認められるようになった。とくにこのうち、「2000年改正刑訴法」に着目すると、刑事裁判における被害者の配慮が大きく進められた。とくに被害者が証人になることを想定した、証人への配慮措置については下記に挙げるものがある。

- ①証人への付添い（刑訴法 157 条の 2）
- ②証人への遮へい措置（刑訴法 157 条の 3）
- ③ビデオリンクシステムを使用した証言（刑訴法 157 条の 4）
- ④被害者の意見陳述（刑訴法 292 条の 2）→「受身的な立場」からの脱却

裁判所は被害者から申出があるときは、公判で、被害に関する心情その

³ Stephen Shafer, *Victimology: the Victim and his Criminal*, Reston Pub Co. (Rev. Ed. 1977)

他事件に関する意見を陳述させることができる。

2000年改正刑訴法のもとでは、この他にも、「性犯罪の告訴期間の撤廃」などもあるが、ここではとくに「刑事裁判における被害者への配慮」という観点から、これらの制度について注目したい。まず、①～③はどれも、被害者に限られないが、犯罪の性質や証人の年齢、心身の状態などを考慮して、証人が著しく圧迫や不安を感じたりすることにより、十分な証言ができないと考慮すれば、裁判所が採ることの出来る措置である。

上記のうち、例えば遮へい措置やビデオリンクは、憲法で保障されている「裁判の公開」や被告人の証人審問権を侵害しないかが問題になり得るが、最高裁判所は2005年4月に、「ビデオリンクの証人尋問」を合憲と判断している⁴。

ここでは、遮へいやビデオリンク方式がとられたとしても、審理が公開で行われていることには変りはなく、裁判の公開を規定する憲82条、憲法37条1項に反しない判示したのである。

また、遮へいを採った場合、被告人は証人を見ることができないが、弁護人は証人が供述しているのを見ることができ、ビデオリンクの場合は被告人も映像と音声を送受信でき、証人の供述を自分で聞き、自分で尋問することができるので、憲37条2項前段の「被告人の審問権」は侵害されないと判断し、高裁の有罪判決を支持したのであった。(2005年4月14日最高裁第一小法廷)

また、この後、付き添い、遮へい、ビデオリンクなどの諸制度は併用することも可能とされ、とくに被害者が証人となった際の配慮はさらに進むことになる。

ところで、①～④のうち、被害者の位置付けを考える上でとくに重要なのは「被害者等の意見陳述」であろう。「意見陳述」は、証人として喚問される、という受身的なものではなく、被害者自らが請求すること

⁴ 最高裁第一小法廷判決（最高裁平成16年（あ）第1618号、最高裁刑事判例集59巻3号259頁）

ができる点と、証人のように反対尋問にさらされない、という点で、「これまでの刑事裁判における被害者の立場」と大きく違った。しかし、この陳述は事実認定には用いることができないし（刑訴法第 292 条の 2 第 9 項）、「量刑資料となるか否か」も裁判官の判断に委ねられている、という点では、被害者には大きな不満を持つ者も多かったと思われる。こうした状況を背景に、より直接的に手続に関与する、「被害者参加制度」の導入が議論されるのである。

4. 「犯罪被害者等基本法」と「犯罪被害者基本計画」

「犯罪被害者等基本計画」の重点課題の一つとされた「犯罪被害者が刑事手続に『直接』関与することができる制度を検討すべき」ことになり、それを受けて 2006 年 10 月から法制審議会刑事法部会（犯罪被害者関係）が開かれ、被害者の公訴参加も視野に入れた議論が繰り広げられた。

この「被害者基本計画」が策定される中での議論において非常に重要な点としては、「刑事司法とは誰のためにあるのか」という問いに対し、政府がこれまでとは違うスタンスをはっきりと示したことである。

刑事司法制度にとっての被害者の位置付けは、あくまでも「反射的利益を受ける」存在に過ぎなかった⁵。

⁵ 犯罪の捜査において被害者が警察に任意提出した証拠物について、警察が勝手に廃棄処分してしまい、当該被害者が国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求権をした事例で最高裁判所は、「犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく、また、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与え、検察官の職権発動を促すものにすぎないから、被害者又は告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないというべきである」として、「犯罪の被害者が証拠物を司法警察職員に対して任意提出したうえ、その所有権を放棄する旨

刑事司法は何のためにあるのかという問いは複雑な問いである。ここでは刑事司法が何のためにあるかということを考えられてきたかを明瞭に伺える。「国家及び社会秩序の維持」そしてこれは多くの場合正しい。刑事司法においては当事者たる被疑者被告人は国家刑罰権の下、人間にとって最も根本的な生命を剥奪される可能性、身体拘束や自由の制限など峻厳な判断を受ける立場にあるのであり、国家刑罰権のチェックシステム、あるいは迅速で確実な刑罰権の行使による国民の生活の安全ということが重視されてきたのである。

ところが、「被害者等基本計画」のもとでは刑事司法についてこれまでとは大きく違う言及がなされることになる。上述の「犯罪被害者等基本計画」においてはその10頁で以下のように宣言した。

“刑事司法は社会の秩序の維持を図るという目的に加え、それが「事件の当事者」である生身の犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を有することも認識された上で、その手続が進められるべきである。この意味において、「刑事司法は犯罪被害者等のためにもあるということもできよう」（下線部報告者）

刑事司法制度においては被疑者被告人の権利と被害者の権利が衝突する場面があることは当然に予想されるが、この基本計画はそれを予定したうえ、そしてその場合には「被疑者被告人の権利を後退させることになったとしても」、被害者の権利にウェイトを置く場合もありうることを刑事司法制度が自ら宣言したとも言え、刑事司法における大きなパラダイム変換を政府がはっきりと認めたとも言える。

の意思表示をした場合、当該証拠物の廃棄処分が単に適正を欠くというだけでは国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできない」と判示とした(最高裁平成17年4月21日第1小法廷判決 第2030号損害賠償請求事件)(下線部筆者)

「基本計画」で明記された 5 つの重点課題のうち、とくに刑事裁判との関連で重要なのは、基本法 18 条関係の「刑事手続における関与拡充の取組み」である。刑事裁判との関連という意味ではもちろん、いわゆる「附帯私訴制度」⁶（被害者等が刑事手続の成果を利用して、損害賠償請求をでき、この民事損害賠償請求手続は刑事裁判を担当した裁判所により審理される）も重要であるが、この制度は別の機会に論じたい。

では、「基本計画」のもと導入される「被害者参加制度」について以下で詳しく考察することにする。

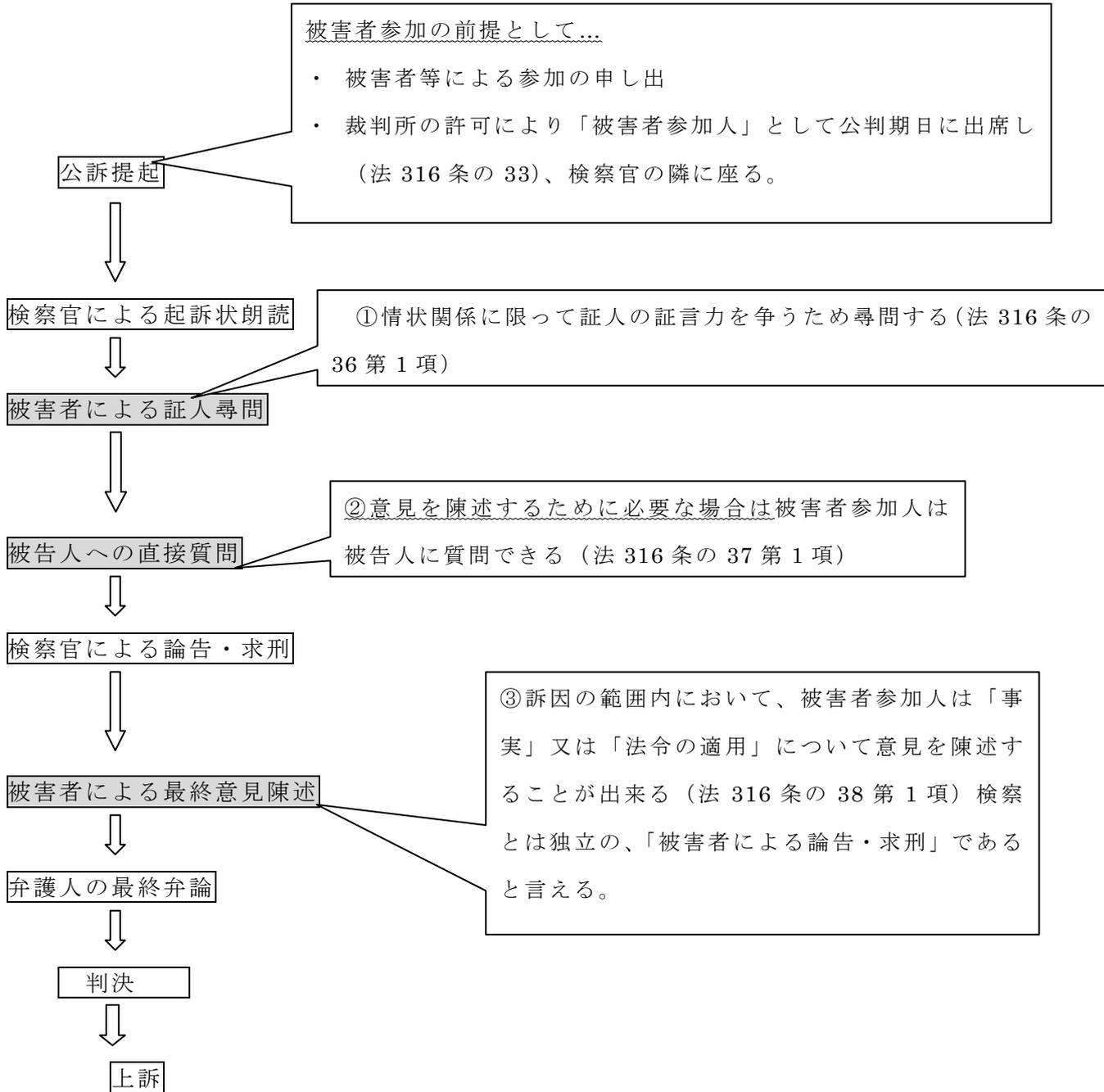
6. 被害者参加制度を考察する

2007 年 6 月 20 日に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し、犯罪被害者の権利利益の一層の保護を図るため、被害者が刑事裁判に参加する制度がくみこまれた。

被害者参加制度の概要を図式化すると以下のようなになる。

⁶ 高井康行ら『犯罪被害者保護法制解説 第 2 版』（三省堂 2008）73 頁以下参照。なお、この附帯私訴の対象となる犯罪は、本文中 6-a で述べる対象事件から「業過致死傷の罪」を除外している。これは、業過致死傷罪事件はその損害額の算定か過失相殺など、困難な争点が出てくるからであろう。

被害者参加制度の概要



網掛け部分が「被害者参加制度」のもとで新しく始まる制度である

出典：平山 真理『『刑事裁判への被害者参加』と『修復的司法』の関係はいかに』

『白鷗法学』第 14 巻第 1 号（2007 年 5 月）308 頁

a. 対象となる犯罪は？

この被害者参加制度の対象となる犯罪は、以下の犯罪に限定される
(刑訴法 316 条の 33 第 1 項)

- ・ 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制わいせつ及び強姦の罪
- ・ 業務上過失致死傷等及び自動車運転過失致死傷罪の罪
- ・ 逮捕及び監禁の罪並びに略取誘拐及び人身売買の罪等

これらの犯罪が被害者参加制度の対象となった大きな理由としては、これらが個人の尊厳を害することの甚だしい犯罪であり、被害者にとって参加のニーズが高いと考えられること⁷が大きな理由として挙げられよう。

被害者が参加することで刑事裁判が複雑化することは予想され、その意味でも一定の犯罪に限定したことは意味があろう。しかしまた、「一部の被害者」しか参加できない、という意味で被害者からは批判の声が強いのも事実である。

b. 犯罪被害者は「被害者参加人」という特別な地位で手続に参加する (刑訴法 316 条の 33 第 1 項)

なお、この「被害者参加人」が当事者主義構造をとるわが国の刑事裁判手続の中でどのように位置付けられるかについては、d で後述する。ここでは、「被害者参加制度」における「被害者」とは誰を含むかを整理したい。

「公開の法廷での被害者特定事項の秘匿」を定めた刑訴法 290 条の 2 第 1 項は、「当該事件の被害者等」について下記のように規定しており、上記 a で挙げた犯罪において下記に挙げる立場にあたる人々が「被害者参加人」として参加を認められることになる。

⁷ 椎橋隆幸「『犯罪被害者等の権利利益保護法』設立の意義」『刑事法ジャーナル』No. 9(2007) 3 頁

1. 当該犯罪で被害を被った者
2. 犯罪被害者の法定代理人
3. 判事亜被害者が死亡した場合や、その心身に重大な故障がある場合における、被害者の配偶者、被害者の直系の親族または被害者の兄弟姉妹
4. 以上の者から委託を受けた弁護士

c. 被害者の在廷権

被害者の中には、法廷のバー（法廷の柵）の中に入ることが長きに渡る希望であった人々も多く、被害者参加人がどの位置に座るのかが重要な意味を持つ。条文上は座る位置については明記されていないが、参加の申し出は検察官に対してなされることから(316条の33②)、検察官との綿密なコミュニケーションを裁判を通して必要とする制度であり、被害者参加人は検察官の横に座ることが予定されている。検察官は被害者の意思とは違う訴訟行為を行った場合に、必要に応じ、当該権限を行使しないこととしたときは、必要に応じて説明しなければならない。つまり、被害者の意思とは違う訴訟行為を行った場合に、検察官は必要に応じて被害者に説明しなければならない。被害者と検察官のコミュニケーションに基づいた「被害者の裁判参加制度」の入り口とも位置付けられる。

d. 被害者参加人には何かできるのか

この「被害者参加人」上述の図にも書いたように、「証人尋問」、「被告人質問」、「最終意見陳述」ができる。これらの新制度をいかそれぞれ検討してみたい。

①「証人尋問」裁判所が相当と認めれば、被害者参加人は情状に関する事項（ここには犯罪事実に関するものは含まれない）についての証明力を争うために必要な事項について証人を尋問できる（刑訴法 316 条の36 第 1 項）この「証人尋問」については、証人等の証言に対し、被害者

が直ちにその場で反論したりチェックをすることで、真実の発見のために有用である、と判断されたからであろう。繰り返すがこれは、「量刑の一資料」になるに過ぎない。

②「被告人に対する直接質問」

裁判所は被害者参加人またはその委託を受けた弁護士から、その者が被告人に対して質問を発することの申出があるときは、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士が「刑訴法の規定による意見の陳述」（両方の意見陳述を含む）をするために必要があると認める場合であって、相当と認めるときは、申出をした者が被告人に対してその質問をすることを許すものとする（刑訴法 316 条の 37 第 1 項）。被害者しか知りえない事実というものが存在する場合、それを直接被告人にぶつけば真相究明に資する、と考えられたのであろう。この「被告人への直接質問」は、被告人を萎縮せしめ、黙秘権等の防禦権の行使に躊躇のさせる危険性があり、法廷が「私的復讐の場」となり得る、という意味において批判の対象となる。被害者参加人ができる質問は「意見陳述に必要な事項に限る」として、更なるスクリーニングをかけている。従来の意見陳述と違うのは、言いつばなしの「陳述」ではなく、「質問」であるがゆえに、その発問に対する被告人からの応答に被害者がいかなる期待を抱くか、その期待が満たされない場合に、被害者への更なるダメージがあるのではないか、という懸念がある。

③「被害者による最終意見陳述」（刑訴法 316 条の 38 第 1 項）については、従来の「被害者等による意見陳述（法 292 条の 2）」との関連は後述の g で論じる。

e. 国家訴追主義、当事者主義構造のもとでの「被害者参加制度」（被害者はここにおいても裁判における当事者ではないことに留意）

「被害者参加制度」を強力に推し進めてきた被害者支援団体などの中には、被害者に与える権限を、「証拠調べ請求権」や「訴因の設定権」、

あるいは「上訴権」などにまで広げ、まさに被害者を「当事者化」するべきだという議論もあった⁸。

しかし、当事者主義構造を維持したままで、被害者参加人を認めるとした場合、「被害者参加人」は訴訟手続上の地位を新たに与えられたと言うよりは、刑訴法により認められる複数の権限を持ち、それを行使する可能性のある被害者を刑事手続上明確に位置付けるために、「被害者参加人」という名称を与えたに過ぎない、と解すべきである⁹。(従って「参加人」という包括的な訴訟上の地位を与えたとまではいえない、のではないか)

この議論は、「無罪推定」との関連で「被害者参加人」をどのように位置付けるのか、ということともつながる。被害者は「事件の当事者」であることは間違いないが、そのように位置付けて裁判への参加を認めるのであれば、「事件の当事者」という概念は既に、「実体的に被害者が存在している」という前提によってしまうので、これは「無罪推定」の原則には反しないか...という点である¹⁰。「事件の当事者である被害者」を刑事手続の中に位置付けると、「公訴事実中の被害者」、ということになるが、この「公訴事実中の被害者」は被害者参加人となったとしても、刑罰請求権が与えられたわけではない(検察官の公訴権が行使された場合のみしか参加人として参加できない)。被害者参加制度の根拠付けを「被害者の尊厳の回復」とみるのであれば、被害者がそこに参加し、一定の訴訟行為を行うことを認めることになろう。

f. 「手続に主体的に参加する」ことは被害者にとっていかなる意味を持

⁸ 前掲注1・岡村 226 頁など。犯罪被害者の権利主張を行う団体である「全国犯罪被害者の会」は独自の「訴訟参加制度案要綱」を作成しており、そこでは被害者は当事者として位置付けられ、被告人・検察官・被害者の三当事者主義構造をとるべきだと主張している。

⁹ このような主張として、川出敏裕「犯罪被害者の刑事裁判への参加」『刑事法ジャーナル』No. 9(2007)

¹⁰ このような批判として、川崎英明「刑事裁判への被害者参加制度の批判的検討」『刑事弁護』No. 50 (2007)91-92 頁

ちうるか

刑事手続に主体的に参加したいという被害者の思いに配慮する根拠はどこにあるのだろうか。「犯罪被害人等基本法」第3条の「被害者の尊厳」のためにも、このような被害者ニーズに応えるべきだという意見もある。「参加したい」という被害者に参加の機会を与えるということには一定の意義があり、あくまで参加の意思は被害者に任されているのであるから、これは被害者の権利であるとする見方も可能であろう（あくまでも行使するかしないかは被害者に任されているという意味において）

しかし、参加すること＝権利であるとして、その権利を行使できない被害者（とくに行使できるのにも拘らず、精神的負担への恐れや、法的支援の欠如から参加できない場合など）は、自己非難に陥ってしまわないだろうか、という問題がある。

g. 「被害者による最終意見陳述」（刑訴法 316 条の 38 第 1 項）と「従来の被害者等による意見陳述」（刑訴法 292 条の 2）との関係

「被害者参加人による最終意見陳述」と「従来の被害者等による意見陳述」はどのように位置づけられるのだろうか。「被害者による最終意見陳述」は、検察官の論告求刑の後に「事実または法律の適用について」意見を陳述できるようになる（法 316 条の 38 第 1 項）。これは事実上、被害者による論告求刑であると言える。ただしここでは、「訴因として特定された事実の範囲内」でしか意見を陳述できない（具体的には傷害致死罪か殺人罪か、自動車運転過失致死罪か危険運転致死罪などで、検察官の主張と相違が見られることになるか）。

従来の意見陳述もそのまま残されるので、被害者は 2 回、意見陳述をすることが考えられる。従来の「被害者等による意見陳述」は証拠調手続のなかで行われる。この陳述は犯罪事実のための証拠とすることはできないが量刑資料にはなり得る（刑訴法第 292 条の 2 第 9 項）。

これに対し、「被害者参加人による最終意見陳述」は証拠調べもすべて終わった段階で弁論として行われ、証拠として取り扱うことができない

いのはもちろん、情状（量刑）のための資料としても利用できない（法316条の38第4項）ことに注意が必要である。（後述するように、裁判員制度との関連では、裁判員がこの意見陳述によっていかなる心証も形成してはいけないことが裁判官によって説示されることが必要である）

h. 被害者参加国選弁護士制度（犯罪被害者保護法第5条～12条）

次に、被害者参加人と弁護士との関係について考えたい。被害者参加人から委託を受けた弁護士は被害者に代わり、被害者の諸権利を行使しようとするであろう。

また、国選弁護士制度については、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（2007年改正刑訴法）が成立する際に、国会において議員修正によって、「被害者参加人の委託を受けた弁護士の役割の重要性にかんがみ、資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的な援助を受けられるようにするため、必要な施策を講じるよう努めるものとする」（附則10条）と追加され、2008年4月「総合法律支援法」が改正された。これにより、被害者参加人が法テラスに選定請求をした場合、公費で国選弁護人が付けられることになった。被害者に参加を認めるのであれば、このような公費による法的支援が必要不可欠であることは間違いがない。しかし、被害者に対する「国選弁護人」は、「被害者参加制度」を利用する被害者のみに限定されているところには大きな問題がある。

i. 裁判員制度と被害者参加制度

① 両制度はどのような影響を及ぼしあうか

以上、被害者参加制度について見てきたが、刑事法廷の今後を大きく変えるもう一つの制度として、「裁判員制度」がある。最後に裁判員制度のもとで被害者参加制度がどのような意味を持ちうるかについて述べたい。裁判員が被害者参加人と被告人を単純な「善対悪」の構造としてみてしまう危険性は否めない。被害者参加人の質問に対する被告人の対応一つ一つが裁判員の心証に与える可能性は大きいのではないか。

② 両制度の奇妙な平行線

2009年5月より導入される「裁判員制度」のもとでは、重大な事件が対象とされるが(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2条参照)、それは前述のように「被害者参加制度」も同様であり、両制度の対象事件はかなりの部分でオーバーラップする。また両制度とも導入が議論された過程において「司法に国民の直接的な意見を反映させる」というニーズが存在した点に共通項が見られることは間違いない。

しかし、奇妙なことに裁判員制度においては、いまだ多くの国民が消極的な意見を示しているのは周知の事実である。

内閣府が2005年2月に行った、「裁判員制度に関する世論調査」(調査対象者は20歳以上の国民3000人で、有効回答率は2077人《有効回答率は69.2%》)によると、以下のような結果になった¹¹。

「裁判員は、20歳以上の国民の中から、くじ等の方法で、原則として無作為に選ばれ、裁判員に選ばれた場合、その役目を果たすことは、義務とされているが、裁判員として刑事裁判に参加したいと思うか聞いたところ、「参加したい」とする者の割合が25.6%（「参加したい」4.4%＋「参加してもよい」21.2%）、「参加したくない」とする者の割合が70.0%（「あまり参加したくない」34.9%＋「参加したくない」35.1%）となっている。

一方、「被害者の裁判参加制度」については、大掛かりな調査はまだないが、読売新聞が面接方式で行った世論調査では、「被害者参加制度」に対して「どちらかと言えば賛成」と答えた人を含めると、「賛成」は68%になると報じた¹²。

これらの差異はなぜでるのであろうか？

¹¹ 裁判員制度に対する世論調査

<http://www8.cao.go.jp/survey/h16/h16-saiban/index.html> (last visited 10/10/2008)

¹² 読売新聞 2007年1月5日記事

この点について、村井敏邦教授は「犯罪被害者をめぐる問題状況」『月報司法書士』（2008年7月）において以下のような重要な指摘をしている。

「裁判員制度は直接参加の場所であり、刑事裁判に対する直接的な意見の反映の場所としては被害者としての個人的参加以上の意味を持っているはずである。被害者参加への要求は現在の刑事裁判のありかたに対しての一種の疑問の表明ではないのか」

（中略）

「そうであるとすれば、裁判員制度への積極的な参加の表明としてそれが表されてよいようにも思う。ところが前記のように、この両者には予想外のギャップがある。これをどう考えるべきなのであろうか。筆者にはそこに刑事司法に対する人々の認識における問題が潜んでいるように思われてならない」

思うに、国民が望むのは、（自分と関係のない）「事件の当事者が」裁判に積極的に参加して刑事裁判を改善するという状況であり、そこにあるのは「他者としての視点」に過ぎない。わが国の国民が司法に対して持つ意識がこの結果に如実に表われているのではないか。この点は今後さらに議論を深めたい。

まとめ

以上、2008年12月より開始される「被害者の参加制度」を検討してきたが、被害者の中には「刑事手続に主体的に関与したい」或いは「検察とは別個に加害者に対して処罰を求めたい」と感じる人々も多いのは想像に難くないし、被害者が司法制度において疎外されることがあってはならないのは当然である。しかし、前述したように、被害者参加制度は被害者に却って負担をかける制度となる虞もある。

被害者の意見を刑事手続に何らかのかたちで反映させていくことは

重要であるが、しかしそれは被害者と検察官のコミュニケーションを充実させるかたちで被害者の意見をくみ取することをまずは図るべきだと思われる。

その意味でも、刑訴法第 316 条の 35 のもとで、検察官がその訴訟行為について被害者に必要に応じて説明しなければならない、という規定は大きな意味をもつであろう。法律上は、この検察官の説明責任は被害者参加制度の対象となる罪種に限定されるが、実務上はそれ以外の犯罪の被害者にも検察官がきちんと説明を行う土台作りとなることは期待される。

また、留意しなければならないのは、この被害者参加制度が「検察官と意見を同にする（あるいは検察官よりも厳罰を望む）」被害者を想定としているのではないか、という懸念である。被害者と検察官との関わりが重要な位置を占めるこの制度であるからこそ、検察官と異なった意見を持つ被害者にはどのように対応していくのかなどの点をより議論する必要があるであろう。